

# 《 議 会 改 革 の 視 点 》

(内～外・議会～住民)

(平成24年12月13日現在)

No	各委員からの提言	検討結果	承認
1	常任委員会等の会議を、町民に積極的に周知し、傍聴の呼びかけを行う	「議会だより・議会HP」は今後も継続し、その他の媒体も積極的に利用しお知らせする ⇒ 事務局(実施済)	6/6
2	常任委員会・特別委員会での調査・研修の公開	ホームページで公開する ⇒ 事務局	10/29
3	議会報告会・意見交換会の開催と定例化(年何回開催するか)で情報提供・情報交換	議会報告会は年1回以上開催し、議員の出勤懇談会は引き続き継続募集する ⇒ 全議員	10/29
4	政務調査費や各委員会での視察の目的、成果、費用を公開	年1回議会だより8/1号に掲載し、復命書は各自全員が提出する ⇒ 広報委員会・全議員	10/29
5	請願・陳情者の意見陳述、参考人、公聴会制度	委員会条例第3章・公聴会、第4章・参考人制度を積極的に活用する ⇒ 議運(地方自治法改正済)	10/29
6	全ての会議の公開	委員会は、条件を付けずに全面公開する ⇒ 委員会条例第17条の一部改正(改正予定)	6/6
7	土日・夜間議会(サンデー議会)を開催し傍聴機会を多くする	議会報告会でアンケート調査し、議運で協議のうえ実施の可否を検討する ⇒ 議運	10/29
8	ユーストリームを活用した委員会の生配信	本会議方式で、ライブ中継・オンデマンド配信を実施する ⇒ 企画財政課へ依頼(補正済)	6/6
9	正副議長選挙の透明化	希望者は所信表明演説をする	10/29
10	議会ウォッチャーズの実施(仙台方式)	必要性は認めるが時期尚早	10/29
11	議案への賛否の公表	全議案を議員ごとに「議会だより・議会HP」に掲載する ⇒ 広報委員会・事務局(実施済)	6/6
12	子ども議会の実施	子ども議会を実施するよう、町長・教育委員会に働きかける ⇒ 議長(事務局)	10/29
13	町長の施政方針を町の広報に掲載する	現状よりもう少し詳しく掲載するよう要望する ⇒ 議長(事務局)	10/29
14	専決処分事項の考え方の統一	できるだけ議会を開き、専決処分を少なくするよう要望する ⇒ 議長(事務局)	10/29
15	町のメール配信システムを活用した議会情報の提供	「議会HP」を利用できない人のために、登録者に議会情報を発信する ⇒ 事務局	6/6

(内～内・議会内部)

16	議会広報委員会を常任委員会に位置づける	特別委員会方式を取り入れる ⇒ 事務局(委員会条例要改正)	10/29
17	議会の議決事件の明確化	議会基本条例制定時に考慮 ⇒ 全議員	10/29
18	説明員に反問権の付与	議会基本条例審議時に協議する ⇒ 特別委員会・議会運営委員会	10/29
19	通年議会の試行についての検証	通年議会を実施する	10/29
20	これまでの議会内での申し合わせ事項の見直し	一組関連は負担金等に絞って質問しないと明確な答弁ができない(No28関連) ⇒ 全議員	10/29
21	委員会の所管事務調査に対する執行部のその後の対応の調査検証	議長名で町長に文書を提出し、回答するよう要望する ⇒ 議長(事務局)	10/29
22	委員会での議員間討議(先の道の駅のような案件)	積極的に活用する ⇒ 全議員	10/29
23	的を絞った議員研修(例えば財政・予算・決算)や議会運営のあるべき姿の研修	政策提言できるような研修会を実施する ⇒ 議会運営委員会	10/29
24	常任委員会や特別委員会で、テーマを決めて調査・研修を重ねての政策提言	同上 ⇒ 議会運営委員会	10/29
25	予算編成時の議会の関わり	議会報告会での住民要望を予算に反映させるため、23年度の結果を検証する ⇒ 議会運営委員会	10/29
26	正副議長の任期は法に基づき4年とし、これを遵守する	地方自治法を遵守する	10/29
27	一般質問は関係資料を議員に配布し、締切を告示日とし直近の民意を反映させる日程に	告示日を受付日とするよう執行部に協力要請する ⇒ 特別委員会・議運	10/29
28	一部事務組合等への一般質問を保証する	負担金等に絞って質問しないと明確な答弁ができない ⇒ 全議員	10/29
29	予算・決算における説明会の実施	予算については事前説明会をするよう執行部に要請する ⇒ 特別委員会・議運	10/29
30	議会だよりの充実(一般質問を3問まで掲載したり、字数制限の緩和等)と講習会受講は全議員で	講習会受講は全員に呼びかけを行なう ⇒ 全議員	10/29
31	質疑回数の見直し	予算・決算委員会の質疑(3問3回)は15分以内とする ⇒ 全議員	10/29
32	一般質問の時間見直し	先例集98 一般質問の発言時間は、再質問を含めて30分以内とする ⇒ 事務局(先例集要改正)	10/29
33	投票表決時、無記名表決の廃止	No.33の提言は取り下げる	10/29
34	修正案提出の簡素化を図る	現状維持	10/29
35	ペーパーレス化	IT化を含め今後の検討課題とする	10/29
36	特別委員会設置時の一般質問の在り方は	特別委員会に差し障りない程度とし、最終的には議長判断に委ねる ⇒ 議長	10/29
37	オブザーバーとしての議長は、全ての会議に出席する	特別の公務がなければ、全ての会議に出席する ⇒ 議長	10/29
38	一部事務組合等議員の報告をタイムリーに行う	定例会時の全協のみならず〇月会議終了後等でも実施する ⇒ 一組議員等(実施済)	6/6
39	総括質疑の廃止	従来どおりとする	10/29